平成２６年（フ）第１９号
京都府南丹市園部町殿谷室谷21番地
債務者　奥村　久代
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２６年（フ）第１４号
京都府綾部市東山町稗田30番地の１
債務者　吉敷　美香（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
香川県高松市香南町西庄877番地13
債務者　猪谷　高弘
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０４９号
福岡市東区香椎台１丁目23番11―202号
債務者　田島千寿子
1　決定年月日時　平成26年４月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９７号
岩手県滝沢市外山204番地83
債務者　橋場　武夫
1　決定年月日時　平成26年４月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２７号
岐阜県多治見市姫町７丁目28番地の１　シンシアＴ’Ｓ―Ｃ112
債務者　清水　義秋
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３５号
岐阜県土岐市下石町155番地
債務者　林　　明美
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３７号
岐阜県多治見市高田町10丁目２番地の３
債務者　加藤　仲哉
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３７０号
名古屋市昭和区東畑町１丁目８番地の４　ハイム東畑101号
債務者　田中佐江子
1　決定年月日時　平成26年４月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７５号
香川県高松市東浜町１丁目４番地３　コート片原町203
債務者　本田　朋宏
1　決定年月日時　平成26年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０６９号
福岡市東区箱崎３丁目８番38号
債務者　杉光　雅啓
1　決定年月日時　平成26年４月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２４８号
福岡市西区泉３丁目６番５号
債務者　柴田　佳佐
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９１号
福岡県大野城市中央２―４―３尊和ビル503号
債務者　大尾　逸子
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９５号
福岡県大野城市下大利１丁目10番14―602号
債務者　藤村　聖二
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第２９９号
福岡市南区長住３丁目14番102号
債務者　佐々木英子
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３１２号
福岡県春日市上白水９丁目101番地アーサー博多南ステーション803号
債務者　木本　順治
1　決定年月日時　平成26年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３３１号
福岡県糟屋郡新宮町大字三代772番地１メゾン・ド・エスポワール須川105号
債務者　田辺　義孝
1　決定年月日時　平成26年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第３６０号
福岡市南区弥永団地44番503号
債務者　柏村ヒサ子
1　決定年月日時　平成26年４月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月23日まで
福岡地方裁判所第４民事部